

施策成果アンケート調査の結果がまとまりました

市では、23年4月1日～17日の間、満20歳以上の市民の中から無作為に抽出した2000人を対象に施策成果アンケート調査を行いました。この調査は、市が行っている施策に対する住民満足度や市民の意識、行動などを把握するために実施しました。

このたび、その結果がまとまりましたのでお知らせします。

施策成果アンケート調査の有効回収数は1009人で、回収率は50・5割でした。

なお、施策成果アンケート



私立幼稚園等園児の保護者補助金

私立幼稚園および幼稚園類似施設に在籍する園児や、都認定こども園に在籍する短時間利用児、市が認定する幼児教育施設利用児の保護者に、23年度の補助金を交付します。対象となる方は申請してください。

【対象】市内に住民登録または外国人登録のある、3歳～5歳児の保護者（満3歳途中入園の場合も含む）

【補助金額】世帯の市民税所得割額または施設別条件に応じた額（下表参照）

【申請方法】幼稚園を通じて配布する「保護者補助金の申

幼稚園・幼稚園類似施設に通う幼児の保護者対象

認定区分	所得の基準 (世帯の2人以上に所得がある場合は、その所得割額の合計)	補助金月額	
		同一世帯から通園の1人目の園児(第1子)	同一世帯から通園の2人目以降の園児(第2子)
1	生活保護を受けている世帯および23年度の市民税所得割が非課税となる世帯	9,500円	
2	23年度の市民税所得割額が3万4,500円以下の世帯	7,800円	9,500円
3	23年度の市民税所得割額が3万4,501円以上18万3,000円以下の世帯	6,800円	8,900円
4	23年度の市民税所得割額が18万3,001円以上21万6,700円以下の世帯	5,700円	8,300円
5	23年度の市民税所得割額が21万6,701円以上の世帯	3,300円	

※第2子の要件が次の通り広まりました。
①幼稚園、幼稚園類似の幼児施設、保育所（東京都認証保育所を含む）、認定こども園に在籍する兄・姉がいる園児②小学1～3年生の兄・姉がいる園児③障害児通園施設に通う、または児童デイサービスを利用する就学前の兄・姉がいる園児

幼児教育施設に通う幼児の保護者対象

幼児教育施設に在籍する幼児の世帯	一律 3,300円(月額)
------------------	---------------

請について」を参照し、申請用紙に必要な事項を記入の上、23年度の市民税額を証明する書類を添付して各幼稚園へ提出してください。

詳しくは子育て支援課子育て支援係 ☎470・7735

22年度

個人情報保護制度の運用状況など

市では、個人情報の取り扱いの基本的事項を定め、個人の権利利益の侵害を未然に防止するために「東久留米市個人情報保護条例」を定めています。22年度の個人情報保護制度の運用状況は、次の通りです。

個人情報の開示および訂正請求の処理状況は5件中開示決定2件、一部開示決定2件、不存在1件。非開示請求はありませんでした。

情報公開制度の利用状況

市では、市民の皆さんの知る権利を保障し、市の諸活動を説明する責任を全うするため、「東久留米市情報公開条例」を定めています。22年度の利用状況は、次の通りです。

公文書の開示請求は91件中、開示決定28件、一部開示決定42件、非開示決定9件、不存在9件、取り下げ3件でした。

詳しくは、企画経営室総務課法務・文書担当 ☎470・7714へ。

固定資産の現況調査にご協力をお願いします

家屋の調査について

23年中に家屋を新築や増築した場合、来年度から固定資産税・都市計画税が課税されるため、家屋の調査が必要となります。

調査は市職員が複数人で伺い、所有者立ち会いの下、家屋の外回りと内部の資材などを確認するものです。家屋調査を行うときは、事前に文書で連絡し、日時を約束してから伺います。

土地の調査について

土地の調査は、市内全域の各土地の利用状況から現況地目を調査するものです。

※家屋・土地ともに、調査時には市職員が「固定資産評価補助員証」を携帯していただきます。

詳しくは課税課家屋資産税係(内線2342・2344)、土地資産税係(内線2338・2339・2341)へ。

家屋の取り壊し・増築について

建物の全部または一部を取

就学予定児童・生徒の就学相談

教育委員会では、来春小・中学校へ入学するお子さんで、病気や心身に障害があるために不安を感じている保護者を対象に、就学相談を受け付けます。一人ひとりのお子さんが将来に向けて可能性を最大限に伸ばすために、適切な学校教育を受けることができるように、就学相談員が相談・

情報提供を行います。

【受付日時】7月1日(金)から、月曜～金曜日の午前9時～午後4時

【受付・相談会場】学務課(市役所6階)。電話も可

【相談内容】子どもの発達や日常の様子、就学について詳しくは同課就学相談員 ☎470・7779へ。

学校給食費の納め忘れはありませんか

市立小・中学校では、保護者の皆さんから納入される給食費で安全な食材を購入し、衛生的な調理を行い、児童・生徒へ栄養バランスの取れた学校給食を提供しています。

学校給食費は、納め忘れがないよう、納入にご協力をお願いします。

なお、事情で納入が困難な場合には、在学する各小・中学校の校長または副校長、担任教師、栄養士(中学校は学務課内栄養士)へご相談ください。

詳しくは学務課保健給食係 ☎470・7779へ。

障害者住宅手当のご案内

市では、身体障害者、知的障害者の方などを対象に、住宅手当を支給しています。該当する方は、障害福祉課(市

役所1階)で申請してください(現在受給中の方は手続きの必要はありません)。

支給対象者は、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2・3度をお持ちの方、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方で、民間賃貸住宅にお住まいで、所得制限限度額以下の所得の方(所得制限限度額は左表の通り)です。手当額は月額3500円です。

詳しくは同課管理係 ☎470・7747へ。

障害者住宅手当 所得制限限度額表

扶養親族数	世帯における最多収入者の所得制限限度額
0人	473万5,000円
1人	516万8,000円
2人	560万3,000円
3人	603万8,000円
4人	647万3,000円
5人	690万8,000円

※扶養親族数6人以降は、1人増すごとに43万5,000円を加算します。



国民年金制度には、保険料の納付が困難な方のため、申請免除・若年者納付猶予制度があります。

23年度の申請は7月1日(金)から、23年度保険料免除申請の受け付けを始めます。

国民年金制度には、保険料の納付が困難な方のため、申請免除・若年者納付猶予制度があります。

23年度の申請は7月1日(金)から、23年度保険料免除申請の受け付けを始めます。

国民年金制度には、保険料の納付が困難な方のため、申請免除・若年者納付猶予制度があります。

23年度の申請は7月1日(金)から、23年度保険料免除申請の受け付けを始めます。

市内の放置自転車を点検・整備し、被災地に送りましました



整備を行う東京都自転車協同組合東久留米支部の皆さん

全国自転車問題自治体連絡協議会が中心となり、自動車の通行ができない地域での活動の足として期待される自転車を、被災地に送りましました。

5月12日、保管期間を過ぎ



復興応援自転車のステッカー

た放置自転車を東京都自転車協同組合東久留米支部の皆さんが、すぐに乗車可能な状態に点検・整備し、市内の印刷会社から無償提供されたステッカーを貼り、24台の「復興応援自転車」が生まれました。

このうちの20台が6月23日、東京都が手配したトラックに積み込まれ、被災地(宮城県仙台市若林区)へと搬送されました。

被災地で活用されることを期待します。